



京 都 労 働 局
 平成 2 8 年 8 月 3 0 日
 午 前 1 0 時 解 禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局
	雇用環境・均等室長 金井 陽子
	雇用環境改善・均等推進指導官 田中 千晴
	電話 075-241-3212

平成29年1月からいわゆるマタハラ防止措置が事業主に義務づけられます！
 ～京都労働局では説明会や特別相談窓口開設により、集中的な周知活動を行います～

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、これまでの事業主による解雇その他の不利益取扱いの禁止に加え、平成29年1月1日から、いわゆるマタハラなど上司・同僚からの職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務づけられます（資料1）。

京都労働局（局長 井内雅明）では、「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」（平成28年9月1日～12月31日）の一環として、以下の2～4の取組を実施します。

1 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談について

平成27年度に雇用均等室で受理した、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに係る相談は133件（前年度114件）で、依然として100件を超えて高止まりしている。また、平成28年度に受理した相談は7月末までで44件となっている。

昨年度の相談内容の内訳をみると、解雇、退職勧奨・強要、雇い止めなど、継続就業を妨げる内容の相談が4割を超えている（図及び相談事例については資料2のとおり）。

2 「改正育児・介護休業法・男女雇用機会均等法説明会」の開催

開催日時	会 場
10月19日（水）13:30～15:30	キャンパスプラザ京都
10月27日（木） 〃	
10月21日（金） 〃	舞鶴21
10月25日（火） 〃	市民交流プラザふくちやま

・いわゆるマタハラ防止措置のほか、改正法に沿った育児・介護休業等の規定の整備等について説明します。
 ・申込方法は別途お知らせします。

3 ハラスメント対応特別相談窓口の設置（平成28年9月1日（木）～平成28年12月28日（水））

相談窓口 京都労働局雇用環境・均等室 TEL075-241-3212
 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局1階

受付時間 8:30～17:15（土日祝除く）（資料3）

4 ハラスメント未然防止のための取組の促進

平成28年4月に設置した「セクハラ・マタハラ特別対策チーム」による個別訪問や集団指導の際に、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント対策と併せて周知啓発するなど、事業主のハラスメント防止の取組が一体的に図られるよう働きかける。

（添付資料）

- 1 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い・防止措置
- 2 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談の状況
- 3 ハラスメント対応特別相談窓口ちらし